

しんきん君（しんきん保証）

（2024年9月17日現在）

1. 商品名（愛称）	しんきん君														
2. ご利用いただける方	当金庫の会員または会員資格を有し、以下のすべての条件を満たす個人のお客さま ① 年齢が20歳以上の方 ② 安定継続した収入のある方 ③ 当金庫との取引または当金庫が提携する外部信用情報機関において、不良な情報がない方 ④ 当金庫および（一社）しんきん保証基金の審査基準により審査し、貸出が適当と認められた方														
3. 資金用途	原則自由 （ただし、健康で文化的な生活を営むための健全な消費資金とし、事業資金・旧債務返済資金・転貸・投機・投資目的・納税資金等は除きます）														
4. お借入金額	1万円以上500万円以内（1万円単位）														
5. お借入期間	3ヵ月以上10年以内 最長6ヵ月の元金返済据置も可能です。														
6. 担保・保証人	不要 （保証会社である（一社）しんきん保証基金が審査のうえ保証します）														
7. ご返済方法	・元金均等返済または元利均等返済 （お借入金額の50%以内の元金について6ヵ月ごとのボーナス増額返済とすることも可能です） ・返済日は、ご都合に合わせて選択いただけます（ただし、毎月一定の日となります）。														
8. 金利	・固定金利 ・現在の金利については、店頭またはホームページでご確認ください。														
9. 金利特典	お借入時のお取引状況等によって、基準金利から金利を引き下げいたします。 <table border="1"><tr><td rowspan="2">A</td><td>ご本人取引</td><td>① 給与振込（毎月5万円以上）</td><td rowspan="2">各1.0% 引き下げ</td></tr><tr><td>世帯取引</td><td>② 住宅ローン（支援機構含む）</td></tr><tr><td rowspan="3">B</td><td rowspan="2">ご本人取引</td><td>③ 年金振込</td><td rowspan="3">各0.5% 引き下げ</td></tr><tr><td>④ しんきんVISA・JCB</td></tr><tr><td>⑤ カードローン</td></tr><tr><td>世帯取引</td><td>⑥ 五大公共料金（3種類以上）</td></tr></table> <p>*ただし、A（①～③）合計で3.0%、B（④～⑥）合計で1.0%、A・B合計で4.0%を上限とします。</p>	A	ご本人取引	① 給与振込（毎月5万円以上）	各1.0% 引き下げ	世帯取引	② 住宅ローン（支援機構含む）	B	ご本人取引	③ 年金振込	各0.5% 引き下げ	④ しんきんVISA・JCB	⑤ カードローン	世帯取引	⑥ 五大公共料金（3種類以上）
A	ご本人取引		① 給与振込（毎月5万円以上）	各1.0% 引き下げ											
	世帯取引	② 住宅ローン（支援機構含む）													
B	ご本人取引	③ 年金振込	各0.5% 引き下げ												
		④ しんきんVISA・JCB													
	⑤ カードローン														
世帯取引	⑥ 五大公共料金（3種類以上）														
10. お申込時にご用意いただくもの	① ご印鑑（普通預金お届印） ② ご本人であることを確認できる運転免許証（表裏）の写し ※運転免許証を取得されていない場合は、以下のいずれか1通の提出をお願いします。 イ. 顔写真付住民基本台帳カード（表裏） ロ. 運転経歴証明書（表裏） ハ. 健康保険証（表裏） ニ. パスポート ※健康保険証（表裏）により本人確認書類とするお客さまは、住民票抄本（写し）または公共料金の領収書（写し）をご用意ください。 *お申込みのお客さまが日本国籍以外の場合は、本人確認書類に加えて、永住者または特別永住者であることが確認できる書類をご用意ください。 ③ ご本人の年収を確認できる書類の写し 公的所得証明書・源泉徴収票・確定申告書等 ただし、お借入金額が100万円以下の場合は、所得証明書等を不要とします。 *勤続2年未満の給与所得者の方に限り、給与明細票（写）でも代替が可能です。 ④ 資金用途が確認できる書類の写し（WEB完結型は不要） 注文書、見積書、請求書等 *ただし、お借入金額が100万円以下の場合は、パンフレットでも代替が可能です。														

11. 手数料・保証料	印紙代等諸費用は、別途ご負担いただきます。保証料は金利に含まれます。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-277-622）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）または群馬弁護士会（電話：027-233-4804）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>

◎ ご融資に際しては事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。